

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6月27日

【会社名】 ユニ・チャーム株式会社

【英訳名】 UNICHARM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 高原 豪 久

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市金生町下分182番地  
(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記において  
行っております。)

東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【縦覧に供する場所】 ユニ・チャーム株式会社本社事務所  
(東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館)

ユニ・チャーム株式会社近畿支店  
(大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番18号  
住友中之島ビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成26年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までを毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款第11条、第12条、第36条、第38条に、所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第55期事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、高原慶一朗、高原豪久、二神軍平、石川英二、森信次、中野健之亮、安藤吉良、高井正勝、宮林吉広、坂口克彦、森山重雄を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	1,643,437	1,846	11,153	(注)1	可決(99.20%)
第2号議案 取締役11名選任の件				(注)2	
高原慶一朗	1,622,239	23,099	11,175		可決(97.92%)
高原豪久	1,370,074	281,624	4,814		可決(82.70%)
二神軍平	1,622,384	22,954	11,175		可決(97.94%)
石川英二	1,622,697	22,641	11,175		可決(97.95%)
森信次	1,622,711	22,627	11,175		可決(97.95%)
中野健之亮	1,622,709	22,629	11,175		可決(97.95%)
安藤吉良	1,622,678	22,660	11,175		可決(97.95%)
高井正勝	1,622,712	22,626	11,175		可決(97.95%)
宮林吉広	1,606,051	39,282	11,175		可決(96.94%)
坂口克彦	1,606,068	39,270	11,175		可決(96.94%)
森山重雄	1,622,675	22,663	11,175		可決(97.95%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上